- 独立行政法人国際観光 平成十四年法律第百八十一号

目次独立行政法人国際観光振興機構法

第一章 総則 (第一条—第五条)

第三章 業務等(第九条—第十一条) 第二章 役員(第六条—第八条)

第五章 罰則(第十四条—第十六条) 第四章 雑則(第十二条·第十三条)

3

第一章 総則

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成年の定めるところにより設立される通則法第二条の定めるところにより設立される通則法第二条の定めるところにより設立される通則法第二条行政法人国際観光振興機構とする。

第三条 独立行政法人国際観光振興機構(以下間的とする。

(事務所) する中期目標管理法人とする。 第**三条の二** 機構は、通則法第二条第二項に規定

(中期目標管理法人)

(資本金) 第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

出資することができる。
出資することができる。
、政府は、必要があると認めるときは、予算で

ものとする。
たときは、その出資額により資本金を増加する機構は、前項の規定による政府の出資があっ

第二章 役員

長及び監事二人を置く。 第六条 機構に、役員として、その長である理事

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くこ

(理事の職務及び権限等)

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員理事長を補佐して機構の業務を掌理する。第七条 理事は、理事長の定めるところにより、

は、理事とする。ただし、理事が置かれていな

ときは、監事とする。

を行ってはならない。はその職務を行う監事は、その間、監事の職務はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を代理し又条第二項の規定により理事長の職務を代理し又前項ただし書の場合において、通則法第十九

は事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする

(業務の範囲)

次の業務を行う。
第九条 機構は、第三条の目的を達成するため、

伝を行うこと。 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣

四 国際観光に関する調査及び研究を行うこ内士試験の実施に関する事務を行うこと。 内士試験の実施に関する事務を行うこと。 三 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十三 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十

(区分経理)

(区分経理)

(区分経理)

(区分経理)

(区分経理)

(区分経理)

(区分経理)

第十条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区

一 前条各号の業務(外国人観光旅客の来訪の一 前条各号の業務に必要な費用に充てるものる金額を当該業務に必要な費用に充てるものる金額を当該業務に必要な費用に充する法律により国際観光旅客税の収入見込額に関する法律による国際観光の振興に関する法律

に附帯する業務 (国際会議等の誘致の促し附帯する業務 (国際会議等の原発の支付に係るものに限る。) 及びこれ 反付金の交付に係るものに限る。) 及びこれ に関する法律第二条に規定する国際会議等の に関する法律第二条に規定する国際観光の振興 進及び開催の円滑化等による国際観光の振興 進及び開催の円滑化等による国際観光の振興 進及び開催の円滑化等による国際観光の振興 (国際会議等の誘致の促

(利益及び損失の処理の特例等) 三 前二号に掲げる業務以外の業務

第十一条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及びの最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定と国庫に納付しなければならない。 (以下「交付金勘定」という。) 以外の勘定にお金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当するを国庫に納付しなければならない。

政令で定める。 手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、

(主務大臣等) 第四章 雑則

交通省令とする。交通省令とする。交通省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十三条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律 5

第五章 罰則

東をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約第十四条 機構の役員又は職員が、その職務に関

る。をしなかったときは、五年以下の拘禁刑に処すこれによって不正の行為をし、又は相当の行為

円以下の過料に処する。
は、その違反行為をした機構の役員は、二十万
第十六条
次の各号のいずれかに該当する場合に

とき。 第1条に規定する業務以外の業務を行った

て、その承認を受けなかったとき。の承認を受けなければならない場合におい二 第十一条第一項の規定により国土交通大臣

則

(施行期日)

(国際観光振興会の解散等) 条の規定は、同年七月一日から施行する。 作する。ただし、第十一条、次条及び附則第六第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施

第二条 国際観光振興会(以下「振興会」といて機構が承継する資産を除き、その時におう。)は、機構の成立の時において解散するもう。)は、機構の成立の時において解散するもりにないて機構が承継する。

て国が承継する。 要な資産以外の資産は、機構の成立の時においち、機構がその業務を確実に実施するために必2 機構の成立の際現に振興会が有する権利のう

は、政令で定める。の他当該資産の国への承継に関し必要な事項の他当該資産の国への承継に関し必要な事項

その日に終わるものとする。 振興会の解散の日の前日を含む事業年度は、

算書については、なお従前の例による。る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計長期会の解散の日の前日を含む事業年度に係

除く。)から負債の金額(交付金勘定に係るも承継する資産の価額(交付金勘定に係るものを義務を承継したときは、その承継の際、機構がの第一項の規定により機構が振興会の権利及び

に対し出資されたものとする。 のを除く。)を差し引いた額は、 政府から機構

8 のに限る。) を差し引いた額は、交付金勘定に 属する積立金として整理するものとする。 限る。)から負債の金額(交付金勘定に係るも 承継する資産の価額(交付金勘定に係るものに 義務を承継したときは、その承継の際、機構が 第一項の規定により機構が振興会の権利及び

における時価を基準として評価委員が評価した前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在

10 第一項の規定により振興会が解散した場合に 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項 政令で定める。

第三条 国際観光振興会法(昭和三十四年法律第 おける解散の登記については、政令で定める。 (国際観光振興会法の廃止)

第四条 旧法(第十三条を除く。)の規定により 三十九号。以下「旧法」という。)は、廃止す した処分、手続その他の行為は、通則法又はこ (国際観光振興会法の廃止に伴う経過措置)

その他の行為とみなす。 (罰則の適用に関する経過措置)

の法律中の相当する規定によりした処分、手続

第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則 施行後にした行為に対する罰則の適用について の例によることとされる事項に係るこの法律の第二条第五項及び第八条の規定によりなお従前 なお従前の例による。

第六条 附則第二条から前条まで及び第八条に定 措置その他この法律の施行に関し必要な経過措めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過 置は、政令で定める。

(政令への委任)

二六号) 附則 (平成一六年六月一八日法律第一 抄

(施行期日)

「すする。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 そ**第一条** この法律は、協定の効力発生の日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 れぞれ当該各号に定める日から施行する。 及び二略 律第百三十号)の公布の日又は公布日のいず 合法等の一部を改正する法律(平成十六年法一 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組

れか遅い日 附 則 二七号) (平成一六年六月一八日法律第一

条の規定

公布の日

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 れぞれ当該各号に定める日から施行する。 そ

遅い日 等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 百三十号) の公布の日又は公布日のいずれか 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法

附 則 三〇号) (平成一六年六月二三日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

八十一条の規定 平成十七年四月一日 から第七十六条の二まで、第七十九条及び第 第二十八条から第三十六条まで、第三十八条 十八条並びに附則第九条から第十五条まで、 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第

附 則 三五号) (平成一六年六月二三日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。 た

の日のいずれか遅い日 る法律(平成十六年法律第百三十号)の公布 又は国家公務員共済組合法等の一部を改正す 附則第十七条の規定 この法律の公布の日

四号) 附 則 抄 (平成一七年六月一〇日法律第五

(政令への委任)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 行する。 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定第二十四条 この附則に定めるもののほか、この

七附号則 則 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 号。以下「通則法改正法」という。) の施行の を改正する法律(平成二十六年法律第六十六 定は、当該各号に定める日から施行する。 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による き、新法令の相当の規定によってした又はすべく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除 含む。)の規定によってした又はすべき処分、 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を き処分、手続その他の行為とみなす。 に相当の規定があるものは、法律(これに基づ 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 手続その他の行為であってこの法律による改正 む。以下この条において「新法令」という。)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこ 行為に対する罰則の適用については、なお従前とされる場合におけるこの法律の施行後にした の附則の規定によりなおその効力を有すること の例による。 (罰則に関する経過措置)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの (その他の経過措置の政令等への委任)

事院の所掌する事項については、 のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 で定める。 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令(人 人事院規則

則 抄 (平成二九年六月二日法律第五〇

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 第二十四条の規定は、公布の日から施行する。 施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び を超えない範囲内において政令で定める日から (罰則の適用に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行前にした行為に対す る。 る罰則の適用については、なお従前の例によ

則 (平成三〇年四月一八日法律第

五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 (政令への委任) 公布の日から施行する。

第六条 附則第二条に定めるもののほか、この法 律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定め

号附 則 抄 (令和四年六月一七日法律第六八

> 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 第五百九条の規定 公布の日

(施行期日)